扇ヶ浜保育所　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり，当園があなたに説明すべき内容は，次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人　浜木綿会
所　在　地	和歌山県田辺市上屋敷二丁目１４番２５号
電 話 番 号	０７３９－２２－８４５１
代表者氏名	理事長　田畑　弘吉

2　利用施設

施　設　の　種　類	保育所
施　設　の　名　称	扇ヶ浜保育所
施 設 の 所 在 地	田辺市上屋敷二丁目１４番２５号
連　　絡　　先	電話番号　０７３９－２２－８４５１ ＦＡＸ　０７３９－２２－８４５１
管　　理　　者	園長　田畑　弘吉
対　象　児　童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより，保育を必要とする小学校就学前児童
利　用　定　員	満３歳以上の児童　22 人 満１歳以上満３歳未満の児童　12 人 満１歳未満の児童　６人
開　設　年　月　日	平成　元年　９月　１日
事　業　所　番　号	

3　施設の目的・運営方針

当園は，以下の運営方針に基づき，保育を必要とする児童を日々受け入れ，保育を行うことを目的とします。

⑴　当園は，保育の提供に当たっては，入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し，その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

⑵　当園は，保育に関する専門性を有する職員が，家庭との緊密な連携の下に，園児の状況や発達過程を踏まえ，養護及び教育を一体的に行います。

⑶　当園は，園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら，園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

⑴　施　設

敷　地	敷地全体	１，５８１　㎡

	園庭	１，１０８ ㎡
園 舎	構 造	木造平屋建
	延べ面積	４７３ ㎡

⑵ 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	１室	
ほふく室	１室	
保育室	３室	
遊戯室（ホール）	１室	
調理室	１室	
事務室	１室	

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
園長	１名	
副園長	１名	
主任保育士	１名	
保育士	１２名	

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	１０：００ ～ １９：００
副園長	9：００ ～ 18：００
主任保育士	勤務時間帯（７：３０～１９：００） シフト表による
保育士	勤務時間帯（７：３０～１９：００） シフト表による

※ ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとします。

日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は，次のとおりとします。

⑴ 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，７時３０分から１８時３０分までの範囲内で，保育を必要とする時間となります。

なお，７時３０分から１８時３０分までの範囲以外の時間帯において，やむを得ない理由により保

育が必要な場合は，１９時までの範囲内で，時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては，市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となります）。

⑵　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合，８時３０分から１６時３０分までの範囲内で，保育を必要とする時間となります。

なお，８時３０分から１６時３０分までの範囲以外の時間帯において，やむを得ない理由により保育が必要な場合は，７時３０分から８時３０分まで又は１６時３０分から１９時までの範囲内で，時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては，市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に，別途利用者負担が必要となります）。

8　保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は以下の範囲内とします。

1　利用可能曜日

月曜　　火曜　　水曜　　木曜　　金曜　　土曜

2　利用する時間

午前 7 時 30 分から午後 7 時までとします。

9　提供する保育等の内容

当園は，保育所保育指針（平成 29 年 03 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ，以下の保育その他の便宜の提供を行います。

⑴　特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において，保育を提供します。

⑵　当園の取り組み

素足、薄着保育の励行、戸外保育を多く取り入れています。

⑶　送迎

⑷　原則として保護者による送迎とする。

⑸　食事の提供

児童の年齢に応じ，以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
０歳児	９時４５分頃	１１時００分頃	１５時頃	
１歳児	９時４５分頃	１１時３０分頃	１５時頃	
２歳児	９時４５分頃	１１時３０分頃	１５時頃	
３歳児		１１時３０分頃	１５時頃	
４歳児		１１時３０分頃	１５時頃	
５歳児		１１時３０分頃	１５時頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします。

○保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

○行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

○毎月、献立表を配布しますので、ご家庭での食事にもご活用ください。

１０　利用料金

⑴　特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し，当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

⑵　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか，帽子代（実費）及び以下「該当者（利用者）のみ対象となるもの」を当園にお支払いいただきます。

該当者（利用者）のみ対象となるもの

時間外保育に係る利用者負担金

ア　保育標準時間認定に係る時間外保育料

３０分　１００円

イ　保育短時間認定に係る時間外保育料

３０分　１００円

お支払方法については，別途お知らせします。

１１　利用の終了に関する事項

当園は，以下の場合には保育の提供を終了いたします。

⑴　利用乳幼児が小学校に就学したとき

⑵　児童の保護者が，児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

⑶　その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

１２　嘱託医

当園は，以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

⑴　内科

医療機関の名称	赤ちゃんとこどものクリニック Be
医　院　長　名	番　浩
所　　在　　地	田辺市たきない町３２－６
電　話　番　号	０７３９－３３－７９１８

⑵　歯科

医療機関の名称	丸山歯科
医　院　長　名	丸山　力
所　　在　　地	田辺市上屋敷２－７－４３
電　話　番　号	０７３９－２３－０５０５

⑴　眼科

医療機関の名称	よしい眼科
医　院　長　名	吉井　稔章

所　在　地	和歌山県田辺市上の山１丁目１４－３４
電 話 番 号	０７３９－３３－７０８０

１３　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には，保護者へ連絡を行い、状況により嘱託医等へ速やかに連絡を行います。

１４　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では，要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所（園） ご利用相談窓口	・窓口担当者　濱中　麗子 ・ご利用時間　８：３０～　１８：３０ ・電話番号　０７３９－２２－８４５１ Ｆ　Ａ　Ｘ　０７３９－３４－３２５１ 担当者が不在の場合は，当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	鈴木 静生	電話番号　０７３９－２２－２２８０
		司法書士

１５　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘 導 灯　無 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　有　・スプリンクラー　無 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月１回以上実施します。

１６　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当所（園）においては，以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	日本スポーツ振興センター　災害共済給付
保険金額（補償限度額）	負傷：医療費総額 5,000 円以上で医療保険並の療養費 疾病：医療費総額 5,000 円以上で医療保険並の療養費 障害：

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	損保ジャパン日本興亜株式会社　施設賠償責任保険 施設等の構造上の欠陥や管理の不備による事故や行事等での不

	注意による事故等
保険金額（補償限度額）	１名につき　身体 100,000 千円 １事故につき　身体 500,000 千円、財物 50,000 千円

１７　当所（園）におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

１８　その他

子育てに悩みはつきものです。

決して「自分だけが思うようにできない」と考えず、「だれかに聞いてほしい！」「こんな時はどうすればいいの？」、と言う時はお気軽に園長、主任保育士にご相談ください。

当該重要事項説明書に定めるもののほか，入園，利用に当たっての詳細な留意事項等については，別途当園が作成する入園のしおり・パンフレットにおいて提示するものとし、他に入所児童票、連絡先カード等に記入して、提出してもらいます。

当所における保育の提供を開始するに当たり，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：扇ヶ浜保育所
説明者　職名：園長　　氏名：田　畑　　弘　吉

私は，本書面に基づいて扇ヶ浜保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け，同意しました。

個人情報使用同意書

下記の児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用することに同意します。

・小学校等への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の学校等との間で情報を共有すること。
・その他教育、保育施設（認定子ども園、幼稚園又は保育所）へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

社会福祉法人　浜木綿会
扇ヶ浜保育所　園長　田　畑　　弘　吉　　様

年　　月　　日

（保護者住所）	
（保護者氏名）	印

（児童から見た続柄）	（児童氏名）